平成２５年（フ）第５４０２号
大阪市淀川区三国本町２丁目２番28―303号
債務者　西田　榮子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１００号
佐賀県唐津市神田1224番地３
債務者　小才　英典
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２１４号
青森市赤坂１丁目34番１号　県営住宅23―２―２
債務者　織田　公浩
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０００号
名古屋市熱田区四番１丁目16番15号　荘苑熱田５Ｈ号
債務者　津坂　行雄
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７３９号
神戸市垂水区山手４丁目９番１号　羽衣荘５号
債務者　丸世正夫こと　朴　　容秀
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０６１号
名古屋市南区明治１丁目24番11号　神戸マンション101号
債務者　小出　伸二
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２１号
広島県福山市駅家町大字万能倉230番地１　吉岡アパート１
債務者　竹田　仁美（旧姓那須・小林）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１７８０号
愛知県津島市唐臼町西島30番地１　エクサンプロヴァンス101号、前住所愛知県津島市中一色町市場129番地
債務者　伊藤亜里沙
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０１１号
愛知県北名古屋市沖村西ノ郷62番地　カーサベルデ101号
債務者　東　　尚子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９号
山口市平井1319番地29
債務者　杉山　宗治
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５６６号
東京都府中市府中町３丁目11―９　レモニーＡ203
債務者　中島　君枝
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５６９号
埼玉県坂戸市末広町12―３―502
債務者　池田冨士夫
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６１６号
東京都足立区舎人６丁目12―３―404
債務者　和田　克彦
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６１９号
東京都新宿区百人町１丁目20―19―106
債務者　高橋　文哉
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６２９号
東京都大田区大森本町１丁目１―１―122
債務者　福田　絵美
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６３０号
東京都板橋区高島平８丁目５―２―304
債務者　鈴木　靖朗
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６３８号
東京都板橋区東山町22―14―204
債務者　伊藤　芳夫
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部